

資料 8 (日中系)	H22.03.25
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

## 強度行動障害市単加算事業について（拡充）

### 定 義（要綱第2条）

#### ○強度行動障害児者

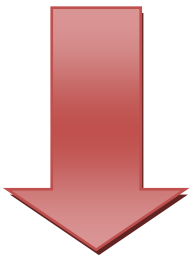
多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表1の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が20点以上であると、障害者相談センター又は児童相談所により判定された者（国の強度行動障害児者特別支援加算及び強度行動障害特別処遇加算費（以下「国の加算」という。）の対象となる者を除く。）をいう。

#### ○行動障害者

多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に入所し、国の加算を受けていた強度行動障害者であって、次のいずれにも該当する者をいう。

イ 別表1の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が10点以上20点未満であり、かつ、別表1の行動障害の内容の区分のうち、5点と認定された区分が1以上あると、障害者相談センターにより判定されたもの。

ロ 指定知的障害者入所更生施設等に、現に入所している、又はこれから入所しようとするもの。



**拡 充**

## 定 義（要綱第2条）

○強度行動障害児者とは、次の者をいう。

ア 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表1の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が20点以上であると、障害者相談センター又は児童相談所により判定された者（国の強度行動障害児者特別支援加算及び強度行動障害特別処遇加算費（以下「国の加算」という。）の対象となる者を除く。）をいう。

### 拡充

イ 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表1の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する**点数の合計が13点以上20点未満であり、かつ、別表1の行動障害の内容の区分のうち、5点と認定された区分が2以上**あると、障害者相談センター又は児童相談所により判定された者をいう。

ウ 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に入所し、国の加算を受けていた強度行動障害者であって、次のいずれにも該当する者をいう。

イ 別表1の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が10点以上20点未満であり、かつ、別表1の行動障害の内容の区分のうち、5点と認定された区分が1以上あると、障害者相談センターにより判定されたもの。

ロ 指定知的障害者入所更生施設等に、現に入所している、又はこれから入所しようとするもの。

対象施設等の要件（要綱第4条）

(2) 通常必要な職員に加えて常勤の生活支援員又は児童指導員を1名以上（加算対象者が2名を超える場合は、2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）配置していること。

対象者数	職員数		比率
1人	1人	常	1 : 1
2人	1人	常	2 : 1
3人	2人	常	1.5 : 1
4人	2人	常	2 : 1
5人	3人	常	1.66 : 1
6人	3人	常	2 : 1
7人	4人	常	1.75 : 1
8人	4人	常	2 : 1

拡充

(2) 職員を次のとおり配置していること。

ア 障害児施設において、通常必要な児童指導員に加えて常勤の児童指導員を1名（加算対象者が2名を超える場合は、2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数）以上配置していること。

イ 指定知的障害者入所更生施設等において、通常必要な生活支援員に加えて、加算対象者が1名から3名までの場合は、1増すごとに常勤換算方法で0.5名を加えて得た数以上、加算対象者が4名の場合は、常勤の生活支援員を2名以上、加算対象者が4名を超える場合は、常勤の生活支援員2名に、加算対象者が2又はその端数を増すごとに1名を加えて得た数以上配置していること。

イ 指定知的障害者入所更生施設等

対象者数	職員数		比率
1人	0.5人	換	2 : 1
2人	1人	換	2 : 1
3人	1.5人	換	2 : 1
4人	2人	常	2 : 1
5人	3人	常	1.66 : 1
6人	3人	常	2 : 1
7人	4人	常	1.75 : 1
8人	4人	常	2 : 1

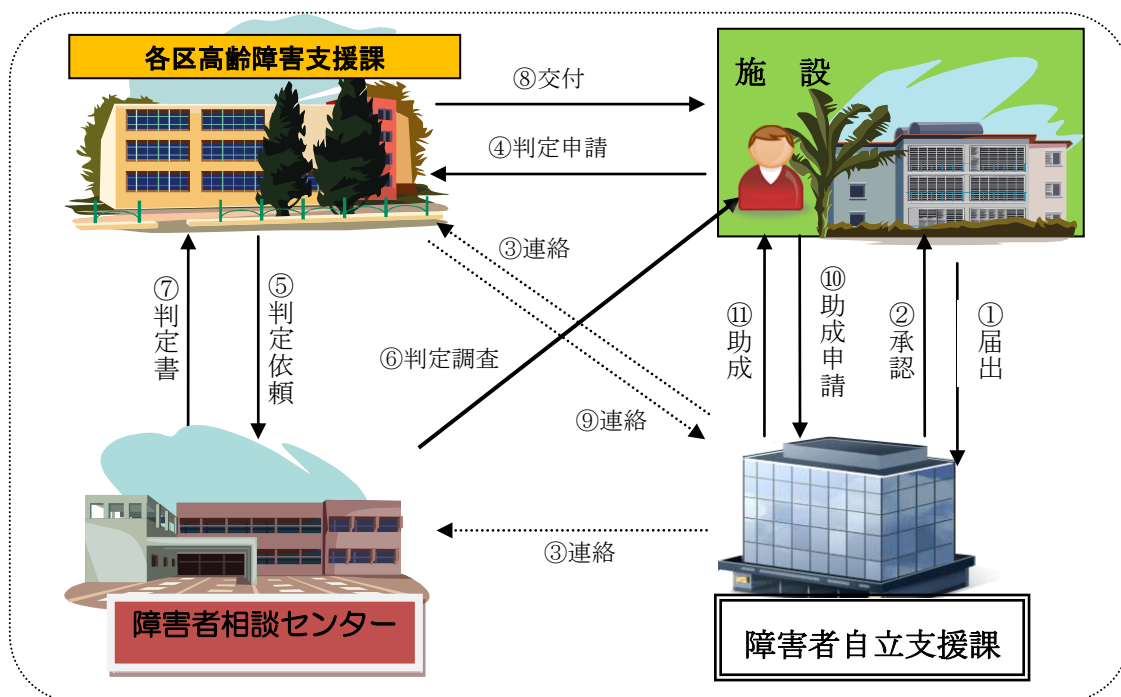
※換…常勤換算 常…常勤

実施時期（要綱附則）

平成22年4月1日より実施

## 強度行動障害市単加算事業の流れ

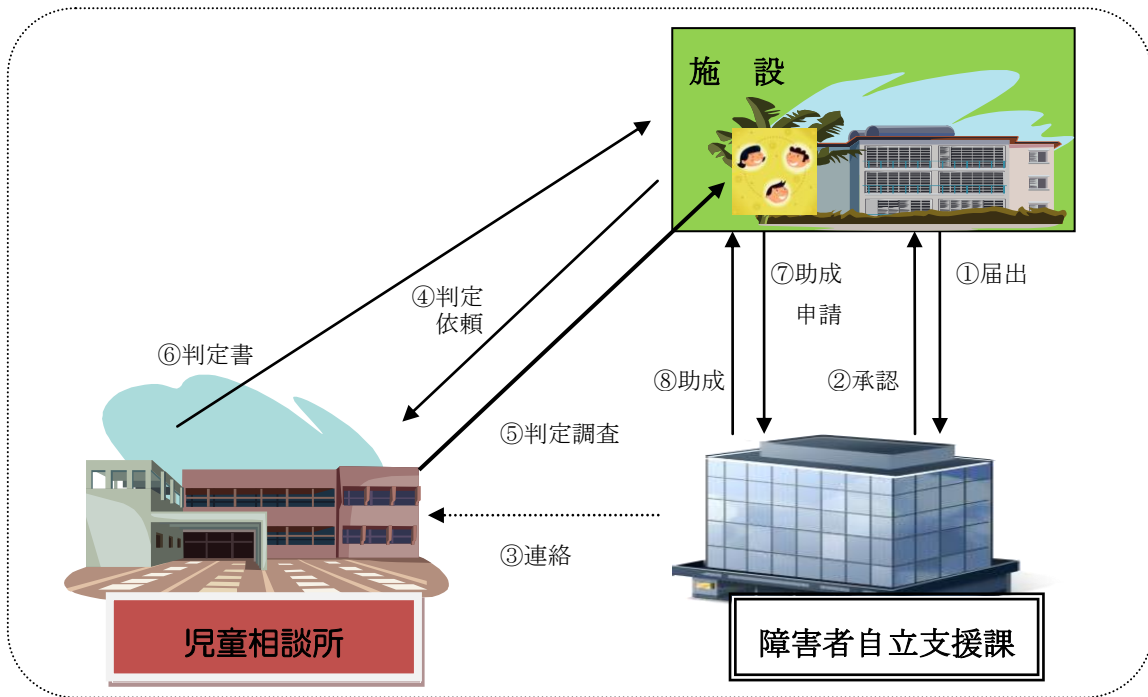
〔障害者〕



### 【流れの概要】

- ① 施設は、必要書類を添えて、障害者自立支援課へ実施の届出  
【要綱第5条】(様式第1号)
- ② 障害者自立支援課は、施設へ承認の通知  
【要綱第6条】(様式第2号)
- ③ 障害者自立支援課は、障害者相談センター及び各区高齢障害支援課へ承認した旨を連絡
- ④ 施設は、各区高齢障害支援課へ判定申請  
【要領4(1)ア】(様式第1号)
- ⑤ 各区高齢障害支援課は、障害者相談センターへ判定依頼  
【障害者相談センター】(様式第26号)
- ⑥ 障害者相談センターは、日程調整をした上で、調査を行い判定
- ⑦ 障害者相談センターは、各区高齢障害支援課へ判定書を送付
- ⑧ 各区高齢障害支援課は、施設へ判定結果通知書を交付  
【要領4(4)ア】(様式第2号)
- ⑨ 各区高齢障害支援課は、障害者自立支援課へ判定結果通知書を交付した旨を連絡
- ⑩ 施設は、必要書類を添えて、障害者自立支援課へ助成金の申請  
【要綱第10条】(様式第5号)
- ⑪ 障害者自立支援課は、施設へ通知し助成金を支払う  
【要綱第11条】(様式第6号)

〔障害児〕



【流れの概要】

- ① 施設は、必要書類を添えて、障害者自立支援課へ実施の届出  
【要綱第5条】(様式第1号)
- ② 障害者自立支援課は、施設へ承認の通知  
【要綱第6条】(様式第2号)
- ③ 障害者自立支援課は、児童相談所へ承認した旨を連絡
- ④ 施設は、児童相談所へ判定依頼  
【要領4(2)ア】(様式第1号)
- ⑤ 児童相談所は、日程調整をした上で、調査を行い判定
- ⑥ 児童相談所は、施設へ判定書を交付
- ⑦ 施設は、判定書(写)を添えて、障害者自立支援課へ助成金の申請  
【要綱第10条】(様式第5号)
- ⑧ 障害者自立支援課は、施設へ通知し助成金を支払う  
【要綱第11条】(様式第6号)

## 手続きの概要

### 障害者

- ① 施設は、必要書類を添えて、障害者自立支援課へ実施の届出  
【要綱第5条】（様式第1号）

○添付書類

- ・勤務体制及び勤務体系一覧表
- ・建物の平面図、各室ごとの面積等
- ・居室（個室）及び行動改善室・観察室の写真
- ・その他市長が必要と認める資料

- ・指定通知書
  - ・医師との委託契約書
  - ・職員経歴書、資格証等
- 等

- ② 障害者自立支援課は、施設へ承認の通知  
【要綱第6条】（様式第2号）

- ③ 障害者自立支援課は、障害者相談センター及び各区高齢障害支援課へ承認した旨を連絡

- ④ 施設は、各区高齢障害支援課へ判定申請  
【要領4（1）ア】（様式第1号）

○「判定書の交付について」

- ・保護者等から、判定を行うことへの同意を得て、その旨を記載する。

- ⑤ 各区高齢障害支援課は、障害者相談センターへ判定依頼  
【障害者相談センター】（様式第26号）

「判定依頼書」

○添付書類

- ・「判定書の交付について」の写し
- ・個人状況調査票

- ⑥ 障害者相談センターは、日程調整をした上で、調査を行い判定

- ⑦ 障害者相談センターは、各区高齢障害支援課へ判定書を送付

- ⑧ 各区高齢障害支援課は、施設へ判定結果通知書を交付  
【要領4（4）ア】（様式第2号）  
○「判定結果通知書」

⑨ 各区高齢障害支援課は、障害者自立支援課へ判定結果通知書を交付した旨を連絡

- ⑩ 施設は、必要書類を添えて、障害者自立支援課へ助成金の申請  
【要綱第10条】（様式第5号）  
○添付書類  
・助成金調書  
・個別支援計画の写し  
（最初の申請時に限る。ただし、見直しを行った場合は、その都度添付。）  
・実績記録票の写し  
・判定結果通知書の写し（最初の申請時に限る。）

⑪ 障害者自立支援課は、施設へ通知し、助成金を支払う  
【要綱第11条】（様式第6号）

## 障害児

- ① 「障害者」の①と同じ
- ② 「障害者」の②と同じ
- ③ 障害者自立支援課は、児童相談所へ承認した旨を連絡
- ④ 施設は、児童相談所へ判定依頼
- ⑤ 児童相談所は、日程調整をした上で、調査を行い判定
- ⑥ 児童相談所は、施設へ判定書を交付
- ⑦ 「障害者」の⑩と同じ
- ⑧ 「障害者」の⑪と同じ

(様式第1号)

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

強度行動障害加算事業に係る判定書の交付について（依頼）

千葉市強度行動障害加算事業の助成申請を行うにあたり、次の者の判定書の交付を依頼します。

判定対象者	フリガナ		生年月日	年	月	男・女
	氏名			日	( 年 齡 歳)	
	住所	〒 連絡先電話番号				
手帳番号	千葉市( )第 号		交付年月日	年	月	日
備考						



(様式第2号)

# 判定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで依頼のあった調査結果は、次のとおりです。

フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日
氏名				( 歳)
住所				
調査結果	該当する。 強度行動障害加算の対象者に 該当しない。			
有効期限	年 月 日 ~ 年 月 日			
特記事項				